

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年十月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

路線名	県道石坂高坂停車場線
供用開始の区間	東松山市大字田木字立野一三六番三七地先から同市大字田木字立野一一九番一地先まで
供用開始の期日	令和元年十月八日
備考	令和元年八月三十日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長五二・三九メートル